

土地改良事業計画書

部栄・鳥井地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 目的

部栄・鳥井地区は県最西端、津和野町の北西部標高 200m 程度の山間に位置し、一級河川高津川水系津和野川によって形成された沖積、谷底地形に展開する農地で水稲を中心とした営農が行われている。

昭和 50 年代から平成 18 年にかけては場整備がなされ、地区内の農事組合法人への農地集積が比較的進んでいるものの、事業区域内は全体的に 10～20a 程度の小区画の水田が広がり、耕作道路も狭幅であることから、大型機械導入による農作業の省力化及び農事組合法人への農地集積を阻んでいる。また、津和野川に設置した頭首工からの用水路が開水路で導水延長も長いため、維持管理に多大な労力を要している状況である。

このため、今回の整備で、区画の大規模化等による農作業の効率化や用排水施設等の維持管理に係る負担軽減を図るとともに、農地の集積を進め、効率的で安定した持続性のある農業経営を目指すものである。

担い手については、農事組合法人が全農地を集積することに併せて、高収益作物（白ネギ、タマネギ）の作付拡大を図ることとしている。

第2章 地域及び地積

第1節 地域

島根県鹿足郡津和野町部栄、高峯

第2節 地積

受益地の用途別面積表

単位：ha

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	25.9	0.9	—	26.8	1.6	—	28.4
計画	25.8	0.4	—	26.2	2.2	—	28.4

第3章 現況

第1節 気象

年平均気温 14.3℃

年降水量 1,908mm

第2節 土地状況

1 地形、土壌

一級河川高津川水系津和野川沿いの沖積・谷底地形に展開する営農地帯であり、

標高は約 200m、平均傾斜は 1/214 である。

地区内の土壌は強グライ土壌粘土還元型(D32)、グライ土壌粘土型 (E42)、灰褐色土壌壤土型 (G62)、黄褐色土壌粘土型(I82)である。

2 土地利用の状況

水稻を基幹作物とし農事組合法人へ比較的農地集積は進んでいるが、10a～20a 程度の小区画が多い。

第3節 水利状況

津和野川に設けた頭首工から取水し、用水路（開水路）に導水しているが、導水延長が長い為、維持管理に労力を要している。

第4節 道路概況

地区内道路は幅員 2.0m～5.0m程度で大型の農業用機械の進入が困難な箇所もあり、また作業の省力化が図れる道路網ではない。

第5節 地域農業の概況

1 主副業別経営体

地域	農家戸数（経営体）					合計
	主業	準主業	副業的	計	団体経営体	
津和野町	40	32	219	291	18	313

※2020 農業センサスより

2 動力農機具

中型機械による営農が主である。

3 主要作物作付状況

水稻を主要作物としている。

4 農業の動向

高齢化により離農意向が増加し、担い手（法人）が受け皿となっているため、担い手（法人）への集積が6割を超えている。事業実施後は地区内の担い手が地区内全農地を集積し営農を行うこととしている。

第6節 地域環境の概況

現時点で耕作放棄地は存在しないが、整備が行われなければ、担い手不足による耕作放棄地の発生が予想され、雑草の繁殖により病害虫の発生など地域環境への悪影響が懸念される。

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

1 要旨

過去にはほ場整備を実施しているが、地区の南北では小区画が多く、また、狭小な耕作道路に加え用排水施設の老朽化が進んでいることから、大型機械による作業省力化や高収益作物の導入に支障をきたしている。

このことから、区画拡大と水田汎用化対策に併せ用排水施設整備等を一体的に行うことで、大型農業機械の導入を可能とし、営農経費や維持管理労力の削減を図る。また、水稻に加えて高収益作物（白ねぎ、タマネギ）の作付拡大を進めていくことで、効率的で安定した農業経営を展開することとしている。

2 面積

受益地の用途別面積表

単位：ha

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	25.9	0.9	—	26.8	1.6	—	28.4
計画	25.8	0.4	—	26.2	2.2	—	28.4

第2節 農業計画及び土地利用計画

1 営農計画の概要

高収益作物（白ねぎ）の作付拡大を進めていくことで、効率的で安定した農業経営を展開する。また、地区内の担い手（法人）に利用集積することにより、今後の担い手の減少・高齢化に対応し、持続的に発展する農業を目指すものである。

2 土地利用計画

受益地の用途別面積表

単位：ha

	水田	畑	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	25.9	0.9	—	26.8	1.6	—	28.4
計画	25.8	0.4	—	26.2	2.2	—	28.4

第3節 農用地整備計画

1 区画整理

大型の農業機械に対応し、将来の営農形態の変化にも対応できる区画とする。地形的な条件を考慮して、78a区画（130m×60m）を標準とする。

2 暗渠排水

埋設深 0.6m～0.8m、間隔 10m を標準とし配置する。

第4節 用水計画

- ・かんがい面積 水田 25.8ha
- ・所要水量 最大 0.0932m³/Sec
- ・用水系統 河川より取水
- ・水源計画 既施設にて取水

第5節 排水計画

1 計画基準雨量

- ・日雨量 1/2 年確率 111.7mm/日
- ・日雨量 1/10 年確率 193.3mm/日

2 排水方式

地区内の排水路及び排水管を經由して津和野川へ自然排水する。

3 排水計画

- ・排水量
流域面積：34.8ha 全排水量：1.71m³/Sec
- ・排水系統
地区内の排水路及び流末排水管から津和野川へ排水する。

第6節 道路計画

営農の効率化を図るため、全幅 4.0m の道路を配置する。

第5章 主要工事計画

1 区画整理

	面積 (ha)	標準区画
水田	25.1	130m×60m
畑	0.4	—

※地区内に地区外用水路受益のみの区画があるため、受益面積と区画整理面積は一致しない。

2 用水路

	延長 (m)	規模 (m ³ /Sec)	構造
区画整理 用水路工	3,163	0.0134～ 0.0796	BF350～450 PE200～450 VU φ 100～200
農業用排水施 設整備 用水路工	2,069	0.0244～ 0.0731	BF450～550 PE300～400

3 排水路

	延長 (m)	規模 (m ³ /Sec)	構造
開水路	834	0.0513～ 0.3901	排水溝 250×250～ 450×450
管水路	304	0.3280～ 0.3438	PE600

4 道路

	延長 (m)	規模 (m)	構造
道路	1,089	4.0 (3.0)	碎石舗装

5 暗渠排水

	面積 (ha)	規模	構造
暗渠排水	8.8	集水管 φ 65 吸水管 φ 60	集水管 : VU 吸水管 : 陶管

第6章 附帯工事計画

1 鳥獣害防止施設

	延長 (m)	規模	構造
鳥獣害防止柵	12,090	—	金網フェンス H = 1.2m

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

工事着手 令和8年度 工事完了 令和15年度

第8章 環境との調和についての配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、在来の動植物については、生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど、環境配慮に努める。

希少動植物が確認された場合は、事前に類似の生息地へ移動する。

第9章 換地計画の概要

別紙のとおり

第10章 事業費の総額及び内訳

種別	事業費（円）	予算負担割合（％）			
		国費	県費	町費	受益者
本工事費	830,000,000	62.5	27.5	10.0	－
地方事務費	40,000,000	－	100.0	－	－
合計	870,000,000				

第11章 効用

1 総費用総便益比及び総所得償還率の総括

項目	算式	数値	備考
総費用（現在価値化）	③=①+②	761,796 千円	
当該事業による費用	①	641,117 千円	
その他費用（関連事業費＋ 資産価額＋再整備費）	②	120,679 千円	
年償還額	④	－千円	
うち機能向上分	④'	－千円	
年効果額（便益）額	⑤	71,686 千円	
現況年総農業所得額	⑥	12,932 千円	
年総増加農業所得額	⑦	57,760 千円	
評価期間（当該事業の工事期間＋40年）		48年	
総便益額（現在価値化）	⑧	1,261,331 千円	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	1.65	≧1.0
総所得償還率	⑩ =④÷⑥	－	≧20.0
増加所得償還率	⑪ =④'÷⑦	－	≧40.0

2 年総効果額及び年増加所得額の総括

効果項目	区分	年総効果（便益）額 （千円）	年増加農業所得額 （千円）
作物生産効果		33,636	24,564
営農経費節減効果		32,845	33,951
維持管理費節減効果		△1,259	△755
耕作放棄防止効果		134	—
非農用地等創設効果		—	—
国産農産物安定供給効果		6,330	—
計		71,686	57,760

第12章 関連する事業

該当なし

第13章 計画図（別添のとおり）

- ・計画一般平面図
- ・計画平面図
- ・標準断面図

第14章 その他

本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

換地計画の概要

第1節 換地計画を作成する上での基本的な考え方

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大が図れる様に配分計画を樹立し、農業経営の効率化を図る。

第2節 換地区の設定

1. 換地区の名称、所在、面積

換地区名	換地区の所在	面積 (ha)
市尾工区	鹿足郡津和野町部栄	8.3
横瀬工区	鹿足郡津和野町部栄	14.8
鳥井工区	鹿足郡津和野町高峰	5.3

2. 換地区を設定する理由

農業形態、土地利用条件差により換地区の設定が必要になった。

第3節 換地計画樹立の基本方針

1. 従前の土地の地積の基準

換地区名	地積の基準
全換地区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。 ただし、上記の日から3か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

2. 用途別予定地積

(単位:ha)

用途 (取得予定者)	非農用地区域外に換地する土地												非農用地区域に換地する土地								機能交換に係る土地				一般 国公有地	総 合計			
	田	畑	山林・原野	その他	通常事業施行地域 に含める土地 (令第1条の9()書き)			計	本事業によって生ず る土地改良施設用地			創 設農用地	合 計	特定用途用地			異 種目換地	創設非農用地					合 計	国			県	市 町村	合 計
					土地 改良 施設	その 他	小 計		改 良区	その 他	計			宅 地	その 他	計		農 業 経 営 合 理 化 施 設 用 地	必 要 な 施 設 ・ 経 営 上	公 用 ・ 公 共 用 地	宅 地 等	計							
換地区名	前後																												
市尾工区	従前の土地	7.5				0.1		0.1	7.6					7.6											0.7	0.7	8.3		
	換地	6.8				0.1		0.1	6.9	0.4		0.4		7.3											1.0	1.0	8.3		
横瀬工区	従前の土地	13.6	0.7			0.1		0.1	14.4					14.4											0.4	0.4	14.8		
	換地	14.0	0.4			0.1		0.1	14.5					14.5											0.3	0.3	14.8		
鳥井工区	従前の土地	4.8	0.2			0.1		0.1	5.1					5.1											0.2	0.2	5.3		
	換地	5.0				0.1		0.1	5.1	0.0				5.1											0.2	0.2	5.3		
合計	従前の土地	25.9	0.9			0.3		0.3	27.1					27.1											1.3	1.3	28.4		
	換地	25.8	0.4			0.3		0.3	26.5	0.4		0.4		26.9											1.5	1.5	28.4		

3. 農用地集団化の方針

区分 換地区名	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	1戸当り目標団地数	区画畦畔の取扱い
全換地区	<p>地目別、作物別集団化</p> <p>水田の中に混在する畑は、工事後に残す畑の希望面積をとりまとめ、従前に畑が最も多くあった位置にまとめて換地する。</p>	<p>換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。</p>	<p>各農家の農地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする。</p>	<p>(固定畦畔)</p> <p>ア 換地は、原則として標準区画（おおむね1区画40a以上）を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。</p> <p>イ 分割後の区画は道路、水路に接するように配慮する。</p>

4. 非農用地の換地方法

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	最終取得者
全換地区		該当なし				

第4節 土地の評価及び清算の方法

1. 評価の方法

標準地比準方式

土地評価基準の評価項目及び項目毎の配点は換地委員会において作成し、総会の議決後、換地委員が一筆毎に評価採点を行う。

2. 清算の方法

増価額比例地積清算方式

清算の方法としては、事業により生じた増価額を従前地積に応じて比例配分した額を換地交付基準額とし、これと換地の評価額とを比例清算する。

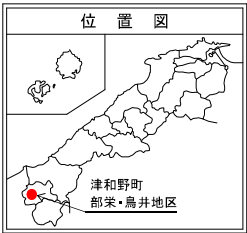
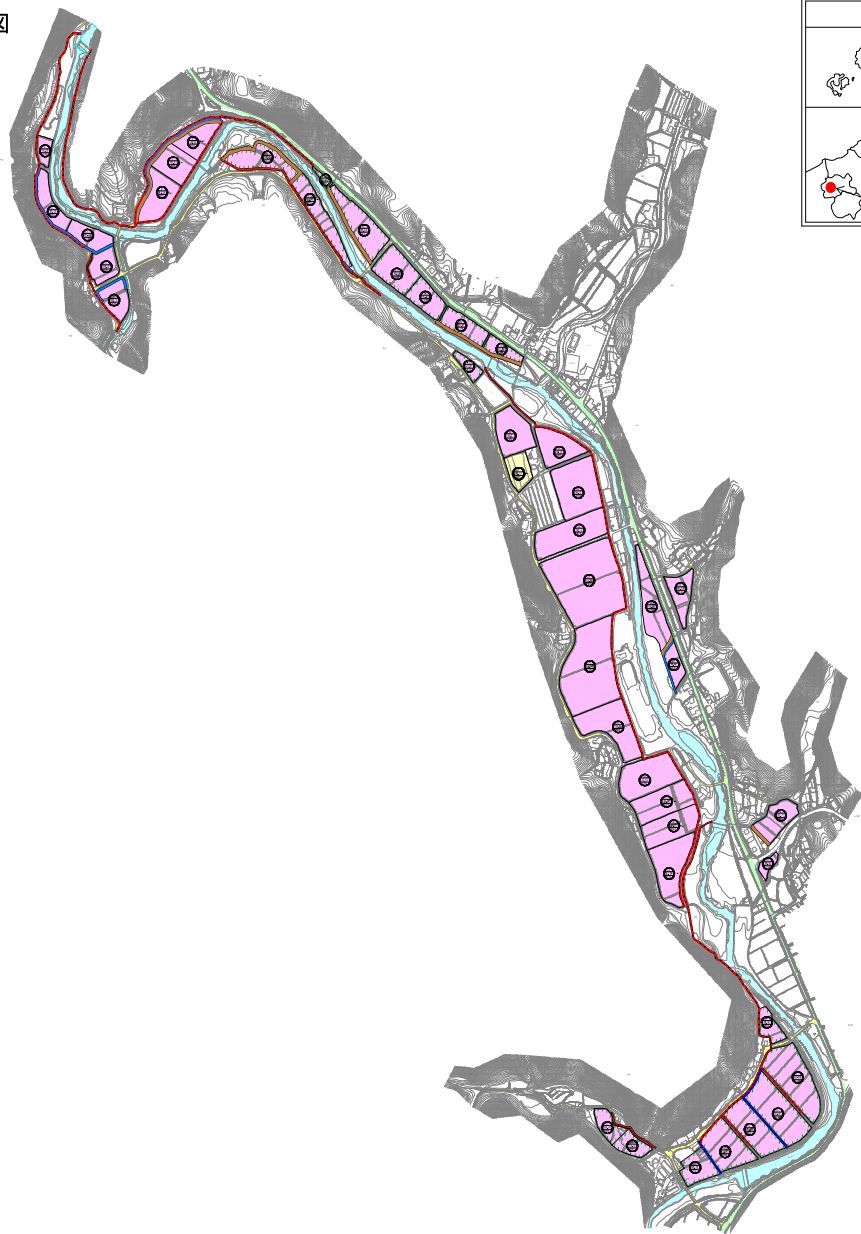
第5節 換地計画樹立の年度計画

区分 換地区名	一時利用地の 指定予定年度	換地計画の認可 決定予定年度	換地処分 予定年度	備考
全換地区	令和10年度～令和13年度	令和15年度	令和15年度	

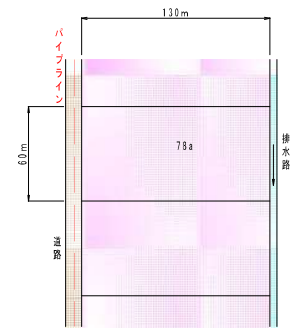
第6節 換地処分の時期に関する特則

換地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により準用する第54条第2項本文規定ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

計画一般平面図

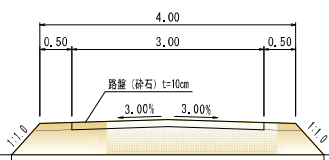


標準区画図



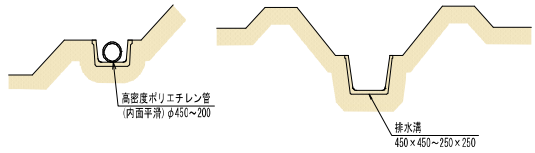
標準構造図

支線道路



用水路

排水路



暗渠排水

